

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)	1
○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)	5

改 正 案	現 行
（支払等の許可等） 第六条 財務大臣又は経済産業大臣は、法第十六条第一項から第三項までの規定に基づき居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等（支払又は支払の受領をいう。以下同じ。）について許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、これらの規定のうちいずれの規定に基づき許可を受ける義務を課するかを明らかにした上で、その許可を受けなければならない支払等を指定してするものとする。 2ゝ4 （略） 5 法第十六条第五項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる法令の規定により許可又は承認を受ける義務が課されている貨物の輸出又は輸入のうち、経済産業大臣が当該貨物の輸出又は輸入の当事者、内容その他を勘案してその支払等がされても法の目的を達成するため特に支障がないと認めて告示により指定した貨物の輸出又は輸入に係る支払等をする場合とする。 一 （略） 二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第一条第三項若しくは第二条第一項又は輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四条第一項	（支払等の許可等） 第六条 財務大臣又は経済産業大臣は、法第十六条第一項から第三項までの規定に基づき居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等（支払又は支払の受領をいう。以下同じ。）について許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、これらの規定のうちいずれの規定に基づき許可を受ける義務を課するかを明らかにした上で、その許可を受けなければならない支払等を指定してするものとする。 2ゝ4 （略） 5 法第十六条第五項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる法令の規定により許可又は承認を受ける義務が課されている貨物の輸出又は輸入のうち、経済産業大臣が当該貨物の輸出又は輸入の当事者、内容その他を勘案してその支払等がされても法の目的を達成するため特に支障がないと認めて告示により指定した貨物の輸出又は輸入に係る支払等をする場合とする。 一 （略） 二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項又は輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四条第一項

別表（第十七条関係）

一〇・ 一一	九	六 八	五	一 四	
(略)	(一)・(二) (略) (二の二) 輸出貿易管理令別表第一の 一五の項(四)又は(四の二)に掲 げる貨物の使用に係る技術であつて 、経済産業省令で定めるもの(一五 の項の中欄に掲げるものを除く。) (三)・(四) (略)	(略)	(一) (略) (二) 輸出貿易管理令別表第一の五の 項の中欄又は一五の項(一)に掲げ る貨物の使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの (三)・(八) (略)	(略)	技 術
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	外 国

別表（第十七条関係）

一〇・ 一一	九	六 八	五	一 四	
(略)	(一)・(二) (略) (新設) (三)・(四) (略)	(略)	(一) (略) (二) 輸出貿易管理令別表第一の五の 項の中欄に掲げる貨物の使用に係る 技術であつて、経済産業省令で定め るもの (三)・(八) (略)	(略)	技 術
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	外 国

一六	一五	一三・ 一四	一二
(略)	(二) (略) (二) 輸出貿易管理令別表第一の一五の項(四の二)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (三) (六) (略)	(略)	(二) (略) (二) 輸出貿易管理令別表第一の一五の項の中欄又は一五の項(八)若しくは(九)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (三) (略) (四) エアクッション船、水中翼船又は水線面積を小さくすることによつて造波抵抗を減少させるように設計した船舶の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)及び一の項の中欄に掲げるものを除く。)
(略)	(略)	(略)	(略)

一六	一五	一三・ 一四	一二
(略)	(二) (略) (二) 削除 (三) (六) (略)	(略)	(二) (略) (二) 輸出貿易管理令別表第一の一五の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (三) (略) (新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 案

現 行

改正案		現行							
（特例） 第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（第二号ホ及びへに掲げる貨物を除く。）については、この限りでない。 一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号から第五号まで及び次項第一号において「外国向け仮陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）。 イ・ロ （略） 二〽五 （略） 2〽5 （略） 別表第一（第一条、第四条関係） <table><tr><td>一〽三 （略）</td><td>貨物</td><td>地域 （略）</td></tr></table>		一〽三 （略）	貨物	地域 （略）	（特例） 第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（第二号ホ及びへに掲げる貨物を除く。）については、この限りでない。 一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号から第五号まで並びに次項第一号及び第三号において「外国向け仮陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）。 イ・ロ （略） 二〽五 （略） 2〽5 （略） 別表第一（第一条、第四条関係） <table><tr><td>一〽三 （略）</td><td>貨物</td><td>地域 （略）</td></tr></table>		一〽三 （略）	貨物	地域 （略）
一〽三 （略）	貨物	地域 （略）							
一〽三 （略）	貨物	地域 （略）							

六	五	四	三の二
次に掲げる貨物（二の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの （一）～（四）（略） （四の二）爆発装置、火工品、推進装置又は爆発物、火工品若しくは推進薬の成型品の製造用の装置（積層造形用のものに限る。） （五）～（二十）（略）	（略）	（一）（略） （二）次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの 1～8（略） 9 核酸の合成を行うための装置又は核酸の合成を核酸と核酸との結合とともに行うための装置 10（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

六	五	四	三の二
次に掲げる貨物（二の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの （一）～（四）（略） （新設） （五）～（二十）（略）	（略）	（一）（略） （二）次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの 1～8（略） 9 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置 10（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

一三 一六	一二	一八 一	七	
(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (三) (略) (四) 削除 (五) (十) (略)	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (八の四) (略) (九) リアルタイムオシロスコープ (十) (二十五) (略)	で定める仕様のもの (一) (九) (略) (十) 積層造形用の装置(五の項の中欄に掲げるものを除く。)又はその部分品
(略)	(略)	(略)	(略)	

一三 一六	一二	一八 一	七	
(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (三) (略) (四) 水中用の照明装置 (五) (十) (略)	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (八の四) (略) (九) サンプリングオシロスコープ (十) (二十五) (略)	で定める仕様のもの (一) (九) (略) (十) 積層造形用の装置又はその部分品
(略)	(略)	(略)	(略)	